



よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

**國務大臣の発言（昭和五十年度地方財政計画について）並びに地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明**

○議長（前尾繁三郎君） この際、昭和五十年度地方財政計画についての自治大臣の発言を許し、あわせて、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。自治大臣福田一君。

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣（福田一君） 昭和五十年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申上します。

昭和五十年度の地方財政につきましては、最近における厳しい社会経済情勢の推移と地方財政の現況にかんがみ、国と同一の基調により、引き続き抑制的な基調を堅持する方針のもとに、地域住民の福祉向上に資するため、地方財源の確保に配慮を加えつつ、財源の重点的配分と経費支出の効率化に徹し、節度ある行政運営を行う必要があります。

昭和五十年度の地方財政計画は、このような考え方を基本とし、次の方針に基づいて策定することといたしました。

第一は、地方税負担の現状にかんがみ、個人の住民税及び事業税、料理飲食等消費税、ガス税等についてその軽減合理化を図ることとしておりま

す。また、大都市地域における都市環境の整備のための財源を確保するため、市町村の目的的税として、これらの地域の事務所、事業所に対しても課する事業所税を新たに創設することとしております。

第二は、地方財政の現状に対処するため、地方

交付税の所要額を確保するとともに、沖縄県及び同県市町村に対して交付すべき地方交付税の財源を確保するため、引き続き臨時沖縄特別交付金を国的一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れることとしております。

第三は、総需要抑制の見地から、地方債の増加を極力抑制するとともに、地方債資金における政府資金を増額することとしております。

第四は、抑制的基調のもとにおいて、地域住民の福祉充実のための施策を重点的に推進することとし、地方交付税、地方債、国庫補助負担金等の重點的配分を図ることであります。

このため、各種社会福祉対策、教育振興対策等の充実を図るとともに、生活関連公共施設の整備のための事業を重点的に進めることとし、また、人口急増地域及び過疎地域に対する財政措置の拡充を図ることとするほか、公共用地の円滑な取得を図るため、昭和五十年度に限り臨時土地対策費を算入することとしております。

第五は、地方公営企業の経営の健全化を図るため引き続き交通事業及び病院事業の再建を推進するとともに、公営企業債の増額及び資金の質の向上を図ることとしております。

第六は、超過負担の解消措置等により地方財政の健全化及び財政秩序の確立を図るとともに、地方財政計画を実態に即して策定するため、その算定内容については正措置を講ずることとしておりま

す。まず、個人の住民税につきましては、住民負担の軽減を図るため、課税最低限を引き上げることとし、基礎控除の額及び配偶者控除の額をそれぞれ一万円、扶養控除の額を三万円引き上げるとともに、障害者控除等の所得控除の額についてもその引き上げを行ふこととしております。

個人の事業税につきましては、個人事業者の負担の軽減合理化を図るため、事業主控除額を百八十円に引き上げ、また、料理飲食等消費税につきましては、旅館における宿泊及びこれに伴う飲食の免税点を三千四百円に引き上げることとしたしました。

自動車取得税につきましては、低公害車の開発及び普及を促進するため、いわゆる五十一年度規制適合車について軽減を図ることとしたしました。次に、大都市等における都市環境の整備に要する費用に充てるため、市町村の目的的税として事業所税を創設することとしておりますが、農林漁業の生産の用に供する施設、中小企業の共同化のための施設等については、非課税とすることとし、また、床面積または従業者数が一定規模以下の場合は、課税しないこととするほか、この税の趣旨に照らして所要の課税標準の特例を設けることといたしております。

〔島田安夫君登壇〕

**國務大臣の発言（昭和五十年度地方財政計画について）並びに地方税法の一部を改正する法律案（内閣提出）及び地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）の趣旨説明**

○議長（前尾繁三郎君） ただいまの地方財政計画についての発言及び二法律案の趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。

島田安夫君。

〔島田安夫君登壇〕

○島田安夫君 私は、自由民主党を代表して、た

四千六百十億円の減収となります。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨について御説明申し上げます。

昭和五十年度の普通交付税の算定に当たっては、地方財政計画の策定方針に即応して、社会福祉水準及び教育水準の向上に要する経費の増額を図るとともに、住民生活に直結する公共施設の計画的な整備を進めるほか、過密過疎対策、交通安全全対策、消防救急対策、消費者行政、土地対策等に要する経費を充実することといたしております。さらに、公共用地の円滑な取得を図るため、

臨時土地対策費を設けることとしております。

以上が、昭和五十年度の地方財政計画の概要並びに地方税法の一部を改正する法律案及び地方交付税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。さらに、公共用地の円滑な取得を図るため、

付税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

（拍手）

よ急増するものと言われております。どころが、その反面、財政収入は経済環境の悪化によつて、住民税、事業税等の伸びは鈍化する一方、加えて人件費等の著しい増高、なからず超過負担の重圧等悪条件が重なり、地方団体は、これら財政悪化の対応に追い回されているのが現状だと思ひます。

このような状況を背景にして、三木総理は先日の施政方針演説の中で、地方自治は、もろもろの住民の要求に直接こたえなければならない。いまや量的拡大の時代から生活中心、福祉重視の質的充実の時代へ転換しなければならない。私は、自らの責任ある地方政府が実現できるよう、国と地方の関係を初め、地方政府のあり方について全面的に見直しをする考え方であります。これに対応する決意のほどを申し述べられたのであります。

私は、生來きわめて素直な性格でありますので、総理のこの演説を聞いて、まことに機宜に適したものと、心から賛意を表した次第であります。しかしながら同時に、「言つはやすくして行つがたし」の言葉の意味するように、果たして總理が、明治改元以来百余年にわたる国と地方との関係を見直しして、一たん打ち立てられた現行の制度や慣習を改革する決断をお持ちなのかどうか、失礼ではありますけれども、いささか危惧の念を持つたのも事実でございます。

なぜならば、地方団体の願望とも言えるこの問題が、万々有言不实行に終われば、せつかく芽生えた三木内閣に対する国民の信頼が、大きく崩壊する恐れなしといしらないからであります。

かつて、歴代内閣は、今まで数度にわたる地方政府調査会の答申、あるいは財政制度審議会の建議等が行われたにもかかわらず、各省を初めとする既得の権利を手放すこととの強い抵抗によつて、たとえば、時代の推移とともに当然と思える行政事務の再配分であるとか、あるいは地方事務官制度の廃止問題等々、いまだ実現をされずにお

ります。私は、せつかく最善を求めて集約された貴重なこれらの意見が、日の目を見ることなくして、むなしく書庫に埋もれておるこの現実は、行政不在の最たるものとして、強い不満を持つておるのであります。

したがつて、これを解決するには勇気ある総理の有言実行に期待する以外に、ほかには方法がないと考えてあります。今後これらの問題はどのように見直され、また、どのように対処されるかと云ふのか、具体的な質問に先立ち、総理の自信のある所見をお伺いいたします。

第二に、地方団体が指摘し、政府に強く改善を求めている地方財源の強化と超過負担の問題についてお伺いをいたします。

今回の改正案によりますと、まず個人の住民税

の課税最低限の引き上げ、障害者控除等の所得控除の引き上げを図るとともに、個人事業税の事業主控除の引き上げ、料理飲食等消費税の免税点の引き上げ、ガス税率の引き下げ等を行い、住民負担の軽減、合理化を図ることとされております。

負担の軽減につきましては、私もそれなりに評価いたします。しかしながら、今回のように大幅な住民税の政策的減税実施となつてしまりますと、地方財源に影響することとされております。そのためその減収分を國の責任において完全補てんすべきだと思いますが、これに対する補てん措置は十分講じられているのかどうか、お伺いをいたします。

また、今回の改正案で、大都市における目的税として事業所税が創設されたのでありますが、これによつて、当期二百二十一億円、平年度化して八百二十一億余円の税収入が見込まれるのであります。しかし、大都市における最近の福祉に対する財政需要の急増から考えまして、これだけの財源ではとても十分とは言えません。

そこで、新たに社会福祉特別税を創設されることはいかがと考るますが、これに対する

大蔵大臣のお考はいかがであります。

昭和五十年度地方財政計画についての発言並びに地方税法の一部を改正する法律案外一案の趣旨説明に対する島田安夫君

最近、福祉優先の政策転換による高福祉社会の実現が、国、地方を問わず行政の基調とされています。のみならず、地域住民からも常にこのことが強く望まれております。しかし、もっぱら地方公共団体が行うべき福祉行政は余りにも膨大であります。余りにも莫大な財源の裏打ちが必要であります。

そこで、このような要求にこたえるため、新税として、ただいま申し上げました社会福祉特別税を創設すべきだとの要望が、最近強く求められております。政府は、やがて求められる高福祉、高負担という意味からも、積極的にこれに応ずるべきと思いますが、御所見をお伺いしたいと思います。

さらず、地方自主財源の強化のためには、地方税等とあわせて、地方交付税の充実を図らなければならぬと思われるが、地方交付税率を引き上げる意思があるのかないのか。交付税率の引き上げ、あるいは内容の見直しにつきましては、さきに地方行政委員会の附帯決議を本院におきましても可決いたしておるのみならず、昭和四十一年度以来今日まで、十年近くこれを据え置いています。しかしながら、今回のように大幅な税等とあわせて、地方交付税の充実を図らなければならぬと思われるが、地方交付税率を引き上げる意思があるのかないのか。交付税率の引き上げ、あるいは内容の見直しにつきましては、さきに地方行政委員会の附帯決議を本院におきましても可決いたしておるのみならず、昭和四十一年度以来今日まで、十年近くこれを据え置いています。

さらず、福は積極的にやれ、また自治労の要求等には、給料は大幅に引き上げる、合理化は絶対反対だというような主張があります。私は物理的に判断して、ずいぶん矛盾した要求だと思うが、どうしたことか、そしてこれらの要求がまかり通つておられます。最近深刻な問題として取り上げられております東京都の財政破綻は、こうしたことの一つの実例だと思います。

高度成長を敵しく批判した美濃部さんを始めとする革新自治体が、日本経済の激動によつて低成長期を迎えて、税収入の減少を來し、放漫的だった過去の財政運営を改めざるを得ないと、余りにも皮肉な運命のいたずらといたしましても、これをこのまま放置しておくことはできないと思います。

そこで私は、何らかの行政措置が必要ではなかろうかと考るわけでございますが、総理は、これについてどういう見解を持たれるのか。また、国と地方を通ずる財政秩序は確立できないのみならず、相互の信頼関係を大きく阻害することにもなるあります。したがつて、この際私は、なるべく政府に速やかに解消措置を講ぜられるよう、強く政府に要請いたします。

さて第三は、地方財政の硬直化による深刻な財政危機の問題についてお尋ねいたします。

今日、財政の硬直化の原因について、国と地方に、その対策をめぐる意見の相違がありますこと

は、総理も御承知だと思います。國は硬直化の大きさ

は、主張しております。一方、これを受けて、地方団体が行うべき

財政は、そこまで、問題の入件費について二、

三お伺いをいたします。

最近、一部の住民意識の中に、税金は軽減し

る、福祉は積極的にやれ、また自治労の要求等には、給料は大幅に引き上げる、合理化は絶対反対

だというような主張があります。私は物理的に判

断して、ずいぶん矛盾した要求だと思うが、どう

したことか、そしてこれらの要求がまかり通つておられます。最近深刻な問題として取り上げられ

ております東京都の財政破綻は、こうしたことの

一つの実例だと思います。

高度成長を敵しく批判した美濃部さんを始めと

する革新自治体が、日本経済の激動によつて低成

長期を迎えて、税収入の減少を來し、放漫的だった

過去の財政運営を改めざるを得ないと、余りにも

皮肉な運命のいたずらといたしましても、これ

をこのまま放置しておくことはできないと思いま

す。

そこで私は、何らかの行政措置が必要ではなか

ろうかと考るわけでございますが、総理は、こ

れについてどういう見解を持たれるのか。また、

政府の昭和五十年度の地方財政計画では、職員

数の大幅な規模は正が行わされましたけれども、人

件費の実態と計画にはまだ相当な開きがありま

す。その開きはどのような理由で生じているの

か、あわせてお伺いをいたします。

第二番目に、地方団体の職員数と定年制につい

てお尋ねをいたします。

地方公務員の定員増加、あるいは高給与は、地域住民に直接行政サービスを行っている実情からやむを得ないと意見が一部にございます。しかし、国家公務員の給与水準より総平均で一〇・六名も高く、中でも大都市及びこれを取り巻く周辺都市の給与は、三〇%から四〇%の高水準に加えて、人はどんどんやすらぎうることでは、財政の硬直化が必然的に迫ってくることは、当然と言えるであります。

最近の調査によると、昭和四十八年度一年間に、全体で十一万人もの人員があえていたり、また、東京都では数年間で一人も増員されておると聞きますけれども、いま總需要の抑制下において、民間企業は合理化に全力を挙げております。それでもなお倒産という厳しい現実に追い込まれているのであります。こうした実態をよそに、公務員だけ親方日の丸の別格扱いがいつまでも許されいいのかどうか。政府は、この際地方公共団体の定数は正に思い切った措置をとる考えはないのか。また、これとあわせて、公務員の定年制を実施する考えはないのかどうか。

さきに示された臨時行政調査会、公務員制度審議会、これらの意見、また、地方六団体は過去二

十年近くも政府に強くこれを要請しているのであります。定年制度の不在于財政に及ぼす悪影響を考えるとき、一部の抵抗が仮にあつたといたしましても、長期的視野からこれを断行すべきだと思ふ。

最近、東京都下の一行政区において、部長職の退職金が四千万円をはるかに超えたり、東京都の局長の退職金は六千数百万とか、また公団、事業団等を渡り歩いて数千万円の退職慰労金を二回、三回と受け取ること等、政治が手をこまねいてこれを見遁してはなりません。

国民は、総理の方針である弱い立場の人々を教

濟して、社会的公正を期すとか、相互扶助の精神を培い、国民連帯の意識を高める等、総理が幾ら

おっしゃいました。これを理解するどころか、

おおよそはるかに遠いその道だと評価することであります。

あります。

総理、私はこれを機会に、公務員は住民に奉仕するためあり、また国民の公儀であることを再認識させるためにも、勇気をもって定年制の実現を期せられるべきだと思うが、御所信のほどをお伺いしたい。(拍手)

以上、私は地方税法及び地方交付税の改正に関する要求を踏まえながら、具体的な施策についてお尋ねをいたしましたが、行政の効率的運営とは、末端の市町村の政府に対する信頼と協力が得られなければ、これを果たすことはできません。

住民の信頼を得る地方行政のあるべき姿とは、自

主的で責任ある自治の確立であります。

三木内閣が勇断をもってこれに対処されること

を心から期待して、私の質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣三木武夫君登壇】

最初に、地方行政の見直しをする決意がある

かということ、島田君の御指摘のように、この問題は、言うはやすく行はかたい問題であること

は十分に承知をいたしておりますが、今日のこと

く、国民の福祉、国民の生活というものを重視し

なければならぬ時期になつてまいりますと、地方

自治体の持つておる役割りといふものは、いまま

でと違つて、重い役割りが生まれてくることは事

実でございます。

したがつて、われわれは、いろいろな困難は

あっても、どうしてもこの際に地方行政の見直

しをすることの必要を痛感して、地方制度調査会にも検討を依頼いたしましたが、私自身もこの問題を重視して、私の諮詢機関にもこの問題の検討

をしてもらつておるわけで、この問題はやりたい

という決意でございます。

それから次には、行政の硬直化に関連して、

人件費の問題をお話しになりました。

島田君御承知のよう、地方団体においては、国家公務員に比べて一般に給与水準が高い上に、

また、職員の増加が非常に急速であるということ

で、人件費が急にふえてまいりまして、これが財

政の大きな原因になつておる。そういう余

りにも職員の数がふえるために、計画と実態の相

違の原因もここに生まれてきていると思うのでございました。

したがつて、今後地方団体において、給与水準の適正化、職員の増加の抑制等、さらに行政の合理化等の努力をされるよう、私は、地方自治体に對して強く要請をしたいと思うわけでございま

す。

さらに、定数は正の問題についてお話しござい

ましたけれども、最近においては、地方公務員の増加の中には、教員、あるいはまた消防や福祉関係の人たちが多いことも事実でござりますので、

地方団体の努力のみによっては、なかなか対処しきりがない事情もありますが、なお改善をはかるべきものがあると考へるわけでござります。今後一層能率の向上、事務の効率化を進めていくよう

してもららよう、強く自治体に望みたいと思うわけでござります。

また、定年制に対して、御熱心な島田君の御提

言がございましたけれども、私も全く同感であります。この問題とは積極的に取り組んでまいりたいと考えておる次第でござります。

さらに、他の問題点については、関係大臣からお答えをいたすことにいたします。(拍手)

【國務大臣福田一君登壇】

お答えをいたしました。

お話をいたしておるわけでござります。

ただ、この問題で一言申し上げたいのは、超過負担の解消を図るべく、この公共の学校施設その他につきましては、相当額の超過負担の解消を行いましたが、なお運営費の問題につきま

しては、五十年、五十一年を通じてこれの解消を

いたしました。

これはもう当然やらないことでござ

りますが、これらの点を見込んで、この地方財

政の運営につきましては、交付税であるとか、そういう

あるいは、その他起債の面であるとか、そういう

ようなものを含めた計画案をつくつておりますの

で、その運営には、来年度においては支障を来さ

ないとわれわれは考へておるわけでございます。

それから次に、超過負担の解消について御質問

がございました。

これはもう当然やらないことでござ

りますが、これらの点を見込んで、この地方財

政の運営につきましては、交付税であるとか、そういう

あるいは、その他起債の面であるとか、そういう

ようなものを含めた計画案をつくつておりますの

で、その運営には、来年度においては支障を来さ

ないとわれわれは考へておるわけでございます。

それから次に、超過負担の解消について御質問

がございました。

これはもう当然やらないことでござ

りますが、これらの点を見込んで、この地方財

政の運営につきましては、交付税であるとか、そういう

あるいは、その他起債の面であるとか、そういう

ようなものを含めた計画案をつくつておりますの

で、その運営には、来年度においては支障を来さ

ないとわれわれは考へておるわけでございます。

それから次に、超過負担の解消について御質問

がございました。

これはもう当然やらないことでござ

りますが、これらの点を見込んで、この地方財

政の運営につきましては、交付税であるとか、そういう

あるいは、その他起債の面であるとか、そういう

ようなものを含めた計画案をつくつておりますの

で、その運営には、来年度においては支障を来さ

ないとわれわれは考へておるわけでございます。

それから次に、超過負担の解消について御質問

がございました。

これはもう当然やらないことでござ

りますが、これらの点を見込んで、この地方財

政の運営につきましては、交付税であるとか、そういう

あるいは、その他起債の面であるとか、そういう

ようなものを含めた計画案をつくつておりますの

で、その運営には、来年度においては支障を来さ

ないとわれわれは考へておるわけでございます。

それから次に、超過負担の解消について御質問

がございました。

これはもう当然やらないことでござ

りますが、これらの点を見込んで、この地方財

政の運営につきましては、交付税であるとか、そういう

ようなものを含めた計画案をつくつておりますの

で、その運営には、来年度においては支障を来さ

ないとわれわれは考へておるわけでございます。

それから次に、超過負担の解消について御質問

がございました。

これはもう当然やらないことでござ

りますが、これらの点を見込んで、この地方財

政の運営につきましては、交付税であるとか、そういう

あるいは、その他起債の面であるとか、そういう

ようなものを含めた計画案をつくつておりますの

で、その運営には、来年度においては支障を来さ

ないとわれわれは考へておるわけでございます。

それから次に、超過負担の解消について御質問

がございました。

これはもう当然やらないことでござ

りますが、これらの点を見込んで、この地方財

政の運営につきましては、交付税であるとか、そういう

あるいは、その他起債の面であるとか、そういう

ようなものを含めた計画案をつくつておりますの

で、その運営には、来年度においては支障を来さ

ないとわれわれは考へておるわけでございます。

それから次に、超過負担の解消について御質問

がございました。

これはもう当然やらないことでござ

りますが、これらの点を見込んで、この地方財

政の運営につきましては、交付税であるとか、そういう

あるいは、その他起債の面であるとか、そういう

ようなものを含めた計画案をつくつておりますの

で、その運営には、来年度においては支障を来さ

ないとわれわれは考へておるわけでございます。

それから次に、超過負担の解消について御質問

がございました。

て、地方行政財政自体のあり方が見直さるべきであると思うのでございまして、直ちに福祉財源のために、目的税を設定すべしという考え方には、確かに賛成いたしかねるものであります。

第二点といたしまして、地方交付税の税率を引き上げるべきではないかという御質問でございま

地方団体に対する財源措置につきましては、地方財政の実態との関連におきまして、**交付税**、**地方債等**、各種の財源を総合して考えるべきものでございまして、申すまでもなく、交付税だけによって判断すべきものではないと考えております。今年度も、現行の税率をもつていたしまして四兆四千二百九十六億円、対前年比二十九・七%の財源が確保できておるわけでございまして、地方財政が正當に運営される限りにおきましては、十分な財源が保障されておるのではないかと考えられるのでございまして、税率を改正するという考え方には、いまのところ持つております。

○議長(前尾繁三郎君)　山田芳治君登壇

〔山田芳治君登壇〕 山田芳治君

○山田芳治君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案をされました地方交付税法の一部を改正する法律案と昭和五十年度地方財政計画に関連をしながら、現下の地方財政の危機の原因と、その打開策について、わが党の考え方と提案を含めて、三木総理以下、関係閣僚に御質問をいたしたいと存じます。

いま、全国三千三百有余の地方自治体が切实に訴えていることは、来年度予算編成がきわめて困難であるということであります。かつてないほど地方財政の危機に直面し、予算編成もままにならない、加えて、本年は統一地方選挙でありますから、その執行を保留して、骨格予算という形での必要経費を積み残しておるという団体もあります。また、新規事業ゼロという団体がたくさんあ

この原因は、現象面としては、昭和四十九年度において公務員給与の大引き上げがありながら、一方では、歳人は、不況の深刻化で税収の銃化を来て、収支のバランスがとれない、そういう点にあるというふうに言われるのですが、その内容を見てみますと、今までやつと積み上げてきた財政積立金、そういうった貯金をほとんど全部取り崩しておる、五十年度に繰り越さるべきであった交付税を先食いをしておるというよが、その内容を見てみますと、いままでやつと積み上げてきた財政積立金、そういうった貯金をほとんど全部取り崩しておる、五十年度に繰り越さるべきであった交付税を先食いをしておるというよな形で、何とか四十九年度は帳じりを合わして、いる団体は、まだしもあります。相当数の団体は、赤字を出すということは、必至の状態であります。そして、問題はすべて五十年度に持ち越されておる状態であります。

税収を見ましても、四十九年度決算と五十年度の地方財政計画の算定では、わずか六%しか伸びないのです。一方、歳出の増は、人件費の伸び率が約五〇%近くで、二兆四千五百億に上ります。税収と交付税の增收分が一兆七千億でありますから、その大部分を人件費に充てざるを得ないという状態にあります。住民の要求にこたえて福祉行政を徹底させれば、当然人件費も必要とされ、苦しさも容易に理解できるところであります。

さて、この人件費の増加と不況による税収の鈍化という単純な方式の中で、政府は、地方財政の逼迫は人件費増高であるから、これを抑えれば地方財政は何となるんだと声を大にして言い、加えて、地方公務員の給与が、国家公務員給与を一〇〇としたラスパイレス指数が一〇・六名高いと言い、また人員も多く、その差額が約一兆円以上もあるので、この一兆円を抑えれば、地方財政危機は解消されると言うのであります。なるほど、単純なわかりやすい論理ではありますけれども、これは、事の本質はさほど単純なものでないと私どもは考えております。

税財源と厚生・国民年金、郵便貯金等の資金は、すべて中央へ集中をしている構造こそが問題なのであります。税財源においては、総体の七割を中央が吸収し、その四割を地方に再分配をするという形で、中央に制約され、中央の意思決定に縛られる下請の構造で地方団体はなっているからであります。資金についても同じようで、中央で財政投融資として一元的に運用され、中央の政策決定のもとに支出され、地方債の起債目的、量すべて中央で決定され、個々の起債の許可が要求されるという仕組みになつておるのであります。このような財政構造と、高度経済成長を目的とした財政政策、租税政策、公共投資というものが、高度経済成長政策を可能にしたものであります。こういった中央集権的な仕組みが、地方財政が慢性的な欠乏と底の浅さに固定をし、財政的主性の少ない地方団体に放置したところに問題があると申せましよう。

いまや、高度経済成長政策の破綻から、福祉重視政策への転換がされようとするときに、この高度経済成長型財政システムを改め、福祉優先型財政システムに切りかえるべきだと存するわけになります。

本来、地方自治体の任務は、住民福祉の積極向上を図ることをその存立目的としており、草創当時、自治体等が福祉の先取りをやっているのも理の当然であり、今後わが国の向かうべき道は、三木然理の施政方針にも述べられておりますように、福祉社会の実現にあるとするならば、地方分権財政制度に改むべきではないかと思うのであります。

第二の危機の原因は、高度経済成長政策下で都市対策、人口急増対策の適応性の欠如であります。

人口の急増自治体の大きな財政需要をそのまま放置しまして、土地政策に至つては、全く放任

政府は、そういうた問題についても地方交付税で措置したというふうに言われるかもしませんが、本来、地方交付税制度というものは、静態的なものであります。こういうような地域変動的に的確に対応するダイナミックな制度になつてないところに、この制度の問題があるというふうに考えるわけでございます。

例を申しますと、たとえば、人口急増市町村に住民がたくさん移入しても、一月一日に居住しないなければ、その住民税は当該市町村には収入になりません。また、人口増の実数も、的確に交付税に反映をし、算入されていないという状態がその例であります。

第三に、地方財政の危機に陥った最大の原因是、インフレと不況であります。

四十七年以降、急上昇のインフレのもとでの地方財政は、コスト高、地価高騰の中で、学校、保育所、住宅その他多くの委任事務の遂行のために、超過負担を余儀なくされきましたことは、皆様も御承知のことおりであります。この超過負担の額は、ここ数年で、革新市長会の調査だけを見ても、優に一兆円は超えるであろうというふうに言われております。政府は、来年度からは相当思い切った超過負担の解消を図つたと言われておりますが、一定の前進は認められますけれども、まだまだ不十分であり、特に過去の超過負担に至つては、調査すらいたしておらない状況であります。こうした状況の上に、不況であります。税収の著しい鈍化と、地方債の削減によるしわ寄せとが相まって、かつてないほどの財政の危機が一度に押し寄せたということであります。

以上、三点の原因を申し述べましたが、現在の地方財政の危機は、わが国における中央集権型の財政構造とその運営にあるということを、私たちが現在回つてきているというところにあると申しましょう。

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

この原因は、現象面としては、昭和四十九年度において公務員給与の大引き上げがありながら、一方では、歳入は、不況の深刻化で税収の鈍化を來して、收支のバランスがとれない、そういう点にあるというふうに言わるのであります。が、その内容を見てみますと、今までやつと積み上げてきた財政積立金、そういった貯金をほとんど全部取り崩しておる、五十年度に繰り越さるべきであつた交付税を先払いをしておるというような形で、何とか四十九年度は帳じりを合わせている団体はまだしもであります。相当数の団体は、赤字を出すということは、必至の状態であります。そして、問題はすべて五十年度に持ち越されるとする状態であります。

税収を見ましても、四十九年度決算と五十年度の地方財政計画の算定では、わずか6%しか伸びないのであります。一方、歳出の増は、人件費の伸び率が約50%近くで、二兆四千五百億に上っております。税収と交付税の増収分が二兆七千億でありますから、その大部分を人件費に充てざるを得ないという状態にあります。住民の要求にこたえて福祉行政を徹底させれば、当然人件費が必要とされ、苦しさも容易に理解できるところであります。

さて、この人件費の増加と不況による税収の鈍化という単純な方式の中で、政府は、地方財政の逼迫は人件費増高であるから、これを抑えれば地元財政は何とかなるんだと声を大にして言い加えて、地方公務員の給与が、国家公務員給与を二〇〇としたラスパイレス指数が一〇・六%高いと言ひ、また人員も多く、その差額が約一兆円以上もあるので、この一兆円を抑えれば、地方財政危機は解消されると言ふのであります。なるほど、単純なわかりやすい論理ではありますけれども、これは、事の本質はさほど単純なものでないと私は考へております。

税財源と厚生・国民年金、郵便貯金等の資金は、すべて中央へ集中をしている構造こそが問題なのであります。税財源においては、総体の七割を中央が吸収し、その四割を地方に再配分をするという形で、中央に制約され、中央の意思決定によって縛られる下請的構造に地方団体はなっているからであります。資金についても同じようで、中央で財政投融資として一元的に運用され、中央の政策決定のもとに支出され、地方債の起債目的、量もすべて中央で決定され、個々の起債の許可が必要とされるという仕組みになっておるのであります。このような財政構造と、高度経済成長を目的とした財政政策、租税政策、公共投資というものが、高度経済成長政策を可能にしたものであります。こういった中央集権的な仕組みが、地方財政を慢性的な欠乏と底の浅さに固定をし、財政的に自主性の少ない地方団体に放置したところに問題がありますと申せましよう。

いまや、高度経済成長政策の破綻から、福祉重視の政策の転換がされようとするとき、この高度経済成長型財政システムを改め、福祉優先型財政システムに切りかえるべきだと存するわけであります。

本来、地方自治体の任務は、住民福祉の積極性向上を図ることをその存立目的としており、草創自治体等が福祉の先取りをやつてしているのも理の當然であり、今後わが国の向かうべき道は、三木幹理の施政方針にも述べられておりますように、福祉社会の実現にあるとするならば、地方分権化の財政制度に改むべきではないかと思うのであります。

第二の危機の原因は、高度経済成長政策下で都市対策、人口急増対策の適応性の欠如であります。

人口の急増自治体の大きな財政需要をそのまま

政府は、そういった問題についても地方交付税で措置したというふうに言われるかもしれません。が、本来、地方交付税制度といふものは、静態的なものであります。こういうような地域変動に的確に対応するダイナミックな制度になつてないところに、この制度の問題があるというふうに考えるわけでござります。

例を申しますと、たとえば、人口急増市町村に住民がたくさん移入しても、一月一日に居住しないなれば、その住民税は当該市町村には収入になりません。また、人口増の実数も、的確に交付税に反映をし、算入されていないという状態がその例であります。

第三に、地方財政の危機に陥つた最大の原因は、インフレと不況であります。

四十七年以降、急上昇のインフレのもとで地方財政は、コスト高、地価高騰の中で、学校、保育所、住宅その他多くの委任事務の遂行のために、超過負担を余儀なくされできましたことは、皆様も御承知のとおりであります。この超過負担の額は、ここ数年で、革新市長会の調査だけを見ても、僅に一兆円は超えるであろうというふうに言われております。政府は、来年度からは相当思い切った超過負担の解消を図つたと言われておりますが、一定の前進は認められますがけれども、まだまだ不十分であり、特に過去の超過負担に至つては、調査すらいたしておらない状況であります。こうした状況の上に、不況であります。税収の著しい鈍化と、地方債の削減によるしわ寄せとが相まって、かつてないほどの財政の危機が一度に押し寄せたということであります。

以上、三点の原因を申し述べましたが、現在の地方財政の危機は、わが国における中央集権型の

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

は機会あることに指摘してまいりましたが、一向に改められず今日に至つておることは、まことに遺憾のきわみでございます。

今後わが国の進むべき道は、「地方自治は民主主義の学校であり、教師である」と言われているように、地方財政を充実させる中で、地方団体は、その責任と判断によって住民の要望にたてる行政を執行していくことによつて、わが国民の民主主義の発展と高福祉社会建設に大きな役割りを担わせることから始めるべきであるというふうに考へるわけであります。

こういった見地に立つて、三木総理大臣を初め、関係閣僚に質問をいたしたいと存じます。

第一に、三木総理に対しまして、憲法第九十二条に、地方財政制度は、地方自治の本旨に従つたものでなければならぬとうたわれております。この意味は、地方自治体が自立できる十分な財政制度の保障をすべきであるということを言つてゐる意味であります。現在の地方財政制度であるかどうかということについての御所見をお承りしたいと思います。

第二番目に、もし現在の財政制度が地方自治の本旨の点から言つて不十分なものであると考えられるならば、地方財政の中央集権型構造を改め、国と地方を通ずる事務処理の洗い直し、これに伴う税財源の配分及び国庫支出金の再検討、地方交付税制度のあり方、特に、現行比率七対三の国と地方の税配分率を、将来五対五程度にする方向で検討される意思ありや否や、特に総理は、施政方針演説において、国と地方の関係、地方財政の見直しが必要と言わわれている趣旨は、この意味で理解をしてよいかどうか、という点をお尋ねいたいと思います。(拍手)

第三に、総理大臣の諮問機関の中に地方制度調査会といふ組織があります。また、大蔵大臣の諮問機関に財政制度審議会がありますが、地方行政制度につきましては、政府は、地方制度調査会

を中心検討を進められるべきであると思ひます。が、財政制度審議会も地方のことについて触れておりますけれども、地方制度調査会中心に検討を進められるべきものと思ひますが、総理の御所感はいかがであります。

次に、大蔵大臣にお尋ねをいたします。

第一に、現在の地方財政の危機に際し、地方交付税を、人口急増、急減団体の財政需要の増加及び地方の社会福祉、生活環境施設充実のために、また過去の超過負担解消のために交付税率を増額する必要があると思ひますが、いかにお考えですか、御所見を承りたいと思ひます。

第二に、地方債計画の問題であります。地方債計画のほかに、毎年その枠外に繰故債の発行を認めておりますが、この繰故債を地方財政計画の枠外に置いておられる理由は何であります。

また、年度末に一兆円近い繰故債が毎年認められておるのであります。これは景気刺激策等の役割りを、地方債に求めていたという意図はわかりますけれども、政府は、今年度もまたこれをやろうとしているよう伺つておりますが、このようないう資金は質が悪く、地方財政を悪化させる原因となると思うが、御所見を承りたいと思ひます。

第三に、地方債の許可の問題であります。地方債の許可を資金配分にとどめ、許可事務全般を自治大臣に委任することが、地方自治のたてまえから当然であると思ひますが、これについて、いかにお考へでありますか、お伺いをいたしたいと思ひます。

次に、自治大臣にお尋ねをいたします。

第二番目に、地方財政計画は、地方自治体の予算編成の指針だと言われておりますが、決算と当初計画の間に二〇%を超えるギャップがありま

り得るかどうか、その点をお伺いをいたしたいと思ひます。

また、人件費、地方債の実態が枠組みから外されることは、規模並びに単価の是正をはいかがであります。

次に、大蔵大臣にお尋ねをいたします。

第三番目に、地方財政計画の単独事業費が非常に少ないと思ひますが、この点についてはいかがお考へであるか、承りたいと思ひます。

第四番目に、人口急増、急減団体の財政需要を増加させて、準人口急増、急減団体の条件を緩和して、準人口急増、急減団体の財政需要を増加させれる意思はないか、お伺いをいたしたいと思ひます。

第五番目に、最後であります。公営企業が軒並み料金の引き上げに追込まれておりますが、大幅に公営企業に一般会計から繰り出していくといふ地方財政計画の考へがあるかどうか、その点についてお考へをお尋ねいたしたいと思ひます。

以上、私どもの考へ方を申し述べ質問をいたしましたが、地方財政の危機打開のために、誠意ある御答弁と、その実現を期して、国民の前に明らかにしていただきようお願いをいたし、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

### ○内閣総理大臣(三木武夫君) 山田議員の御質問

【内閣総理大臣(三木武夫君)】

山田議員の御質問にお答えをいたします。

地方自治の本旨に従つた地方行政に持つていくべきではないか、現在は中央集権に過ぎるという御意見でございました。

政府も、地方自治を生かしたいという努力はしておりますけれども、私自身も、やはり日本は中央集権的に過ぎる、地方自治の拡大、そのかわりに責任を持つてもらわなければ困るわけですが、そういう方向に持つていくべきだと考えておりま

す。そして、そもそも地方予算が編成された後に発表されるということで、果たして指針となつたとしておる次第でございます。

また、地方の自治というものを拡大するためには、財源というものをもつと充実する必要があるのではないか、そのため、国と地方との事務の処理を見直して、財政の配分とか国庫の支出金、これはやはり再検討すべきでないかという御意見でございます。

五十年度においても、事業所税を創設などして、地方財源の充実には意を用いているわけでございますが、何分にも、地方によって財政力に格差があるわけですから、一定の行政水準を維持しようとするためには、地方財源というものを中心にするわけにはいかないわけでございまして、それいうことで、そういう問題も含めて、中央、地方の財政の関係というのも一緒に見直していくべきだと考えておる次第でございます。

また、地方制度調査会、これがやつぱり中心であります。が、何分にも、地方によって財政力に格差があるわけですから、一定の行政水準を維持しておるわけにはいかないわけでございまして、それを想定するためには、地方財源というものを中心に見直して、財政の配分とか国庫の支出金、これはやはり再検討すべきでないかという御意見でございます。

また、地方制度調査会においても、地方財政といふものも問題点でありますから、これはいろいろと御検討はされるとても、地方制度のいろいろな諸問題は、地方制度調査会が中心になって審議をいたすべきものである、かよう考へておる次第でございまます。

また、地方制度調査会においても、地方財政といふものも問題点でありますから、これはいろいろと御検討はされるとても、地方制度のいろいろな諸問題は、地方制度調査会が中心になって審議をいたすべきものである、かよう考へておる次第でございまます。

お答えをいたします。(拍手)

【國務大臣(大平正芳君)】

地方財源充実のため、地方交付税の税率を引き上げるべきではないかと、いう御提議でござります。

これは島田さんに先ほどお答え申し上げましたように、ひとり交付税ばかりでなく、地方財源は、地方税自体、交付税、それから地方債等、各種の財源を総合して判断しなければなりませんので、交付税率だけから判断すべきものではないと考えております。現在の交付税率は、私といたしましては、適当などころではないかと考えておる

のであります。これを改定する考へは、目下のところありません。

それから、地方債について第一の御質問は、自治大臣にお任せすべきではないかというお話をございます。

大蔵大臣は、財政金融の総合調整の責任があるばかりではございませんで、資金運用部の資金を管理する立場にござりますので、いやおうなしに、地方債資金の大宗をお引き受けする資金運用部を管理する立場から闇とせざるを得ない立場にござりまするので、全然この問題から自由であり得ない立場にあることを御理解いただきたいと思います。

それから、緑故債でございますが、地方財政計画上、緑故債は、ことしの御計画でもございました。だきますように、その計画の当初から金額がはつきりいたしておるもののは、計画に計上いたすことにはいたしておりますけれども、その段階においてまだ金額が定まらないといふものは、計上のしようがないわけでござります。過去の経験から見ましても、この枠外債というものは、土地の買収費等が大半を占めておったような経緯がございまして、この種の資金需要は、最近、異常な減退を示しておりますので、御心配のようなことは今後ないと思いますが、慎重に対処したいと思います。(拍手)

〔國務大臣 稲田一君登壇〕

○國務大臣(稲田一君) お答えをいたします。

○地方行財政の見直しをどうしてやるかということとであります。

これについては總理からもお答えがあつたわけ

であります。私がいたしましては、地方制度調査会に、ただいまこの硬直化の問題を含めて、いろいろ検討を願つておる段階でありますて、その結果を待つて処置をしてまいりたいと考えております。

次に、財政計画と実際の決算との間に、二〇%のギャップもあるじやないかというようなお話をござります。確かにそれは事実でござりますけれども、それ

だからといって、財政計画というものをつくることとが、無意義だということにはなりません。

一応私たちは、標準的な水準を基礎といたしまして、そうして、地方の財政の規模を一応適当な限度において見積もって、そうして、総合して合計をして出しておるのでございまして、その場合において、決算との間には、たとえば単独事業が

相当起るとか、あるいは人員の増加が、たとえば警察とか、あるいは消防とか、教育関係とか、いろいろの意味で起きるというようなこともござりますので、まあ完全に合わせることはできませんが、将来、なるべく合わせるように努力をいたしたいと思います。

それから、財政計画の発表の前に、もう地方地方でもつてどんどん予算を組んでしまつておる

方でもつて、いろいろの意味をなさないじやないか、それじゃ、財政計画の意味をなさないじやないかということござります。なるべくなら早く出したいたのでござりますけれども、御案内のように、国と地方との関係における補助金の問題等々、いろいろございましては、いろいろの補助金の関係その他の問題があり、交付金の問題等々、いろいろございましては、いろいろなことを各役所が全部やって、それで、それを総合的にまとめるということになりますといふと、どうしても時期がおくれてくるということござりますので、この点は御了承を願いたいと思います。

私は、自治の精神というもののからいたしましたが、これから、もつと単独事業の事業費をふやしてはどうかと、こういうことでござります。

これについては總理からもお答えがあつたわけ

であります。私がいたしましては、地方制度調査会に、ただいまこの硬直化の問題を含めて、いろいろ検討を願つておる段階でありますて、その結果を待つて処置をしてまいりたいと考えております。

次に、財政計画と実際の決算との間に、二〇%

りますので、こういう財政のむづかしいときにはやつていただく場合には、ひとつ、収入、支出の関係を、多年にわたるというか、恒久的ななどといふことがあります。

それから、人口急増団体に対しても、もつと处置をしてはどうかということでございます。

もうそのことについては、すでに補助率を、普通は二分の一のものを三分の二にしたり、あるいはまた、起債を認めたり、その他いろいろの手当をしておられます。今後も人口急増団体に對しては、ある程度われわれも考慮をしていかなければならぬかと考えております。

それから、公営企業に対して、補助をもつとし

てはどうかというお話をございます。

これは、公営企業というものは、その地域住民の方々の利便を図るために大体行っておるものでございまして、したがつて、その地域の人たちが利用されるのでござりますから、それに対する適切なペイをして、それを超えてなかなかむずかしい面があるということがあれば、これは個々の事例に従って処置をいたしてまいりたい、かようになっておるわけでございます。(拍手)

〔議長 前尾繁三郎君 小川省吾君。〕

○議長(前尾繁三郎君) 小川省吾君。

〔議長退席 副議長着席〕

〔小川省吾君登壇〕

○小川省吾君 私は、日本社会党を代表いたしまして、たゞいま提案されました地方税法の一部を改正する法律案に關連をして、危機的的局面を迎えておるわけであります。昭和三十年代後半からの高度経済成長政策は、地方財政を動員して公共投資に投入させ、インフレを高進させ、借金政策で

こまかし、総需要抑制政策をとり、地方財政は逃れる道を閉ざされてしまつて、深刻な財政危機に直面をいたしておるわけであります。

地方財政危機の真の原因是、ただいま山田議員からも指摘がありましたように、中央集権的な財政構造、すなわち、税源の中央集中と、おびただしい委任事務、補助金、交付金による統制、国保財政等のしわ寄せ、インフレによる資材の高騰、超過負担の累積にあることは明白な事実であります。

三木總理、あなたは、總理就任以来、社会的公正の是正を一枚看板に、總論を説きながら、各公論、すなわち過去の内閣の施策について、洗い直す、見直しますということを連発いたしてます。これは、私たちのみならず、国民すべてが承知をしている事実であります。そういうわけであります。これは、私たちのみならず、國民すべてが承知をしておる事実であります。

しかし總理、總理自身も諸問をしておられますように、多量な國の委任事務を執行し、新しい法律制定により定員を超える人員を抱えざるを得ない自治体、しかもその上、膨大な超過負担にあえぎ苦しむ地方財政こそ、行政事務あるいは税財源の再分配を必要としており、何としても、抜本的に是正をすべき最たるものだというふうに思うわけあります。

總理は、地方自治の尊重を常々説きますけれども、總理自身が地方の福祉の先取りが赤字の要因の一つだなどと言うに至つては、全くもつて理解に苦しむところであります。總理の御見解を伺いたいと存じます。

さらに、一方では、この地方財政の危機を地方公務員の給与に原因があること、自治省は、公務員給与のみを悪者に仕立てて、人件費攻撃をしております。これは、三千三百に近い自治体の一

ラスバイレス方式を狂信する誤りでもあります。福祉型経済といふのは、民間経済より公共経済が拡大をしてくることは理の当然であります。公共経済の中心は、人件費にあるということは当然なことであります。

自治体には、人件費即事業費といふような警察官、消防職員、教員というような職員が圧倒的に多いわけであります。自治省の発表でも、四十三年から四十八年までの五年間に、地方公務員の数は三十五万六千人増加をしたと発表されております。うち十五万人が、学校の教師と警察官と消防職員であります。十万人は、保母等の福祉施設の従事者であります。三万六千人が看護婦、残りの一九四九、七万人が一般行政職であります。ふえた大部分は、住民生活に直結をする部分の職員であります。

また、国家公務員よりも給与の低い自治体といふのもいっぱいあります。しかし、そこでも財政の危機に襲われていることは、變わりはない事實であります。人件費の割合が高いと言つても、高度成長政策をとる以前の状態に戻つただけであります。

地方財政危機は、膨大な超過負担にあることは明らかであります。列島改造による過密過疎の中もあります。集積の利益を享受する大企業等に対する優遇の租税特別措置税制などの中にこそあるのであります。地方自治体に対し、適切な税財源の付与を怠つてきたところにあるのです。職員給与を人事院勧告どおり実施することによって、ぐらぐら揺らぐような地方財政にしてしまつた政府の責任こそ責められるべきであります。(拍手)

抜本的な是正などを含め検討をして、地方の自主財源を強化していくべきだと思ひますが、重ねて総理並びに大蔵大臣に、地方財政危機の打開について、所信のほどをお尋ねいたしたいと思います。

次に、当面をする地方財政の緊急措置について、提案を含めながら、政府の考え方をただしてまいりたいと思います。

何としても、超過負担だけは、既往のものを含めてなくしてまいるなければなりません。内閣の諸問機關として、総理府に、知事会、市長会など、地方六団体の代表並びに学識経験者で構成をする地方超過負担解消委員会を設置をする、そしてその任務を、既往の超過負担の調査並びにその補てんの方法、国庫補助基準、負担金、委託金制度のあり方等について総理大臣に建議をする機関として設け、全面的に過去、将来を含めての超過負担をなくしていくべきだと思いますけれども、いかがが。以上、福田自治大臣に所見のほどを承りたいと思います。

次に、財源に關係をするわけでありますが、公営ギャンブルについて自治大臣にお尋ねをしたい

第一は、課税最低限の問題であります。

今回、標準家族百一十一万八千円に改正するようあります。昨年もお尋ねをいたしたわけではありませんが、所得税と住民税の相違なり性格について、よく承知をしておるつもりであります。しかし、税の公平という点からとらえてみると

ギャンブル收入は、現行では基準財政收入額にも見込まれておません。ギャンブル施行団体の中には、基準財政需要の二倍もの収入を持ついるところもあります。自治体間に不公平があり、不公正があり、ギャンブルの施行団体を羨望の眼で見ているというような風潮は、決して健全なものとは申せません。

昭和四十八年のギャンブルに投ぜられた総額は、一説によれば、三兆円とも言われているわけであります。いま公営ギャンブル施行の是非について論するつもりはありませんけれども、必要な

限百五十万程度には、当然引き上げるべきではないかとうふうに考へておるわけでありますけれども、百二十一万八千円とした理由については、どんな理由で、ここにとどめてしまつたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、税率と自治体の課税自主権の関連について、お尋ねしたいと思うのであります。今回、法人事業税に制限税率を設けたわけであります。

現在、課税自主権に基づいて、標準税率を超えてお尋ねしたいと思うのであります。いま公営ギャンブル施行の是非について論するつもりはありませんけれども、必要な

形で、再検討をしていかれる意思がおありかどうか、お尋ねをいたします。

最後に、総理は、よく好んで対話と協調というような言葉を使われます。大変結構な言葉だといふふうに思うのですが、いま自治体の中では、地

方財政の危機を含めて、盛んに、自治省のやっている人件費の攻撃、あるいはラスバイレス等によ

るおどかし等によって、地方六団体の首長や、あるいは議長、あるいは地方関係職員団体と自治省との間は、非常に荒れた関係になつてゐるだろ

うと思うのであります。そういう点は、やはり地方自治の進展を図る上に、決して好ましいことではありませんけれども、百二十九品目中、いまだに

また、地方公営企業のうち、交通、病院、水道等と、軒並みに厳しい状態にあることは、ただいま御指摘があつたとおりでございます。さき

洗い直しをするように指摘をいたしておつたところであります。今回二十四品目を洗い直したわけです。

また、産業用電気の課税については、前々からありますけれども、百二十九品目中、いまだに

に、公営交通と病院については、赤字のたな上げ、利子補給等の措置がとられましたが、これと定の経過措置を置いて、全面的に廃止に持つてあります。

ささらに、待望久しかった都市財源としての事業所税が新設をされたわけであります。歓迎をするところであります。しかし、どうも私をつくって魂を入れ忘れたような感じもいたすわけであります。

次に、改正法自体について若干お尋ねをいたしたいと思います。

第一は、課税最低限の問題であります。

今回、標準家族百一十一万八千円に改正するようあります。昨年もお尋ねをいたしたわけであります。

展を図つてまいるべきだと思いますけれども、自治大臣の所見はいかがでございますか。

以上、数点にわたってお尋ねをいたしてまいりましたが、いまこそ、地方財政は抜本的に是正をしていくべきときだと思います。あるべき姿に正としていくべき時期だと信じます。

総理以下、ぜひ決意を込めて、ひとつ前向きの答弁を期待し、要請を申し上げて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫君) 小川議員の御質問にお答えをいたします。

超過負担の問題をいろいろお取り上げになりまして、どう取り組むのかという御質問があつたわけござります。

この超過負担の問題については、小川議員の御指摘になりましたように、国の委託事務、こういうものもひつくるめて、国と地方とのあり方といふものに對しては、この際、やはり洗い直す必要がある。また、補助金なども整理をする必要がある。これはやはりむずかしい問題ですから、今までみんながこの問題といふのは避けて通つたわけがありますから、根本的に洗い直すということもよろしくございますが、これはすぐに解決のできる問題ではないわけでございますから、地方制度調査会などの意見も微して、この問題については対処いたしてまいる考え方でござります。

また、地方財政の危機打開をどうするかという御質問でございました。

小川議員は、その原因は超過負担にありというところでございますが、超過負担の問題は、政府これを解消するために努力しておるわけであります。それで、やはり地方行政の困難といふものは、最大の原因是、人件費といふものにあるということは言わざるを得ないわけでございます。国家公務員に比べて給与水準が高いし、また、その人員も非常に増加してまいりますし、とにかく、

原因はいろいろあるにしても、人件費が膨張した治大臣の所見はいかがでございますか。

以上、数点にわたってお尋ねをいたしてまいりましたが、いまこそ、地方財政は抜本的に是正をしていくべき時期だと信じます。

総理以下、ぜひ決意を込めて、ひとつ前向きの答弁を期待し、要請を申し上げて、質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣三木武夫君登壇〕

○内閣総理大臣(三木武夫君) 小川議員の御質問にお答えをいたします。

超過負担の問題をいろいろお取り上げになりまして、どう取り組むのかという御質問があつたわけござります。

この超過負担の問題については、小川議員の御指摘になりましたように、国の委託事務、こういうものもひつくるめて、国と地方とのあり方といふものに對しては、この際、やはり洗い直す必要がある。また、補助金なども整理をする必要がある。これはやはりむずかしい問題ですから、今までみんながこの問題といふのは避けて通つたわけではありませんから、根本的に洗い直すということがお氣に召さなければ、これは再検討と言つてもよろしくございますが、これはすぐに解決のできる問題ではないわけでございますから、地方制度調査会などの意見も微して、この問題については対処いたしてまいる考え方でござります。

また、地方財政の危機打開をどうするかといふ

○國務大臣(大平正芳君) 地方財政の建て直しについての所見を求められたわけでございます。

申すまでもなく、自主財源をどうして充実して差し上げるか、超過負担をいかにして解消するかということが、地方財政にとりましての最大の課題であると承知いたしております。したがいまして、中央政府におきまして、曾々として、今日まで自主財源の充実に努めてまいりましたことは、小川さんも御案内のとおりでございます。ことに申しますと、待望の事業所税をつくり上げることになりましたことも、そういうラインで御理解をいただきたいと思うのであります。

○國務大臣(福田一君) 小川さんにお答えを申し上げます。

非常に項目が多いので、簡単にさしていただきたいと思います。

まず、法人事業税の制限税率の問題で御質問がありました。

東京でこれを一四%にした、そういうものがあるのならば、今度の場合においても、それを見合った法案を出したらしいじやないかという御質問かと思うのでございますが、私たちといたしましては、やはり法人事業税といふものを徴収しますという、これは国の法人税にも、また地方の法人事業税にもいろいろの影響を与えていきますし、そのことは、地方における格差の是正といふ

まして、なるべく均等、同質な行財政水準を確保しようという要請からは、逆に背馳することになります。直ちにやりますというと、これが物価原因になつておるということは、これは認めざるを得ないと私は思うのでございます。

超過負担については、先ほども申しましたことをいたしました。これは解消を図つていただくために、今後も努力をいたします。

また、所得税の二分の一を地方の交付金に回せという御提案でございました。

先ほどもお答えいたしましたように、地方の財政力にやはり皆格差があるわけですから、こういう考え方を取り入れることは、残念ながら持つておりません。とにかく、いま言ったような地方自治体のあり方に對しては、これはいろいろ問題がござりますから、この問題については、全般的に検討をいたしたいということになります。それでは、いたしたとおりでございます。(拍手)

〔國務大臣大平正芳君登壇〕

○國務大臣(大平正芳君) 地方財政の建て直しについての所見を求められたわけでございます。

申すまでもなく、自主財源をどうして充実して差し上げるか、超過負担をいかにして解消するかということが、地方財政にとりましての最大の課題であると承知いたしております。したがいまして、中央政府におきまして、曾々として、今日まで自主財源の充実に努めてまいりましたことは、小川さんも御案内のとおりでございます。ことに申しますと、待望の事業所税をつくり上げることになりましたことも、そういうラインで御理解をいただきたいと思うのであります。

それから、超過負担の解消について、知事会その他地方六団体がすでに会をつくりておるのであります。そこで、その六団体が、その六団体に對してどう考えておるかといふことになります。

われわれは、知事会の方から、あるいは地方団体の方から、そこへ入つて超過負担の問題を具体的にひとつ検討してもらいたいというお話をございますれば、自治省としては、喜んでその団体に出席をいたしまして、そして、もし過誤がございましたら、お咎めをいたしたいと思っております。

それから、ギャンブル収入について、ブルー

にしてはどうかというお話をございます。

ギャンブル税が、当該地方団体において占めているいろいろの事情等々もございまして、今後検討をさしていただきたいと考えております。

次に、地方公営交通とか病院、また水道等々について、もっと国が負担をする工夫をしてはどうか、こういうことでございます。

いままでわれわれが調査したところによりますと、水道会計が非常に窮屈になつておりますのは、実は、やはり水道料金の値上げというものが適正に行われておらなかつたということでも、大きな原因になつておるわけでございますので、後めんどうを見ていくことには、少しも反対をするものではございません。

その次に、住民税の課税最低限の問題が出たわけでございますが、これを所得税と同じ百五十万円くらいまで上げてはどうか、百二十一万八千円じゃ少ないじゃないかというお話をございます。

所得税は、所得の格差を是正するということを目的にしてつくったものであり、それから住民税というのは、そこに住んでおる人たちがみんなでいるだけのところが、これで所得税と同じ百五十万円くらいまで上げてはどうか、百二十一万八千円じゃ少ないじゃないかといふ話でございます。

所得税は、所得の格差を是正するということを目的にしてつくったものであり、それから住民税というものは、そこに住んでおる人たちがみんなでいるだけのところが、これで所得税と同じ百五十万円くらいまで上げてはどうか、百二十一万八千円じゃ少ないじゃないかといふ話でございます。しかしながら、負担をするというのを目的にしてつくった税金でございまして、その税制の立て方が違つておりますので、そういう意味で、一緒にするというわけにはいかないと思います。しかし、将来にわたつて、だんだん、この住民税の最低限の引き上げはやはり努力をいたすべきである、かように考えておるわけでございます。

次に、知事会その他の六団体ともっと話し合をしてはどうかということござります。

それはもうあらゆる機会に、私たちお話し合ふることについては、異議はございません。いろいろ御意見を承ることは、当然のことと考えております。(拍手)

### ○副議長(秋田大助君) 多田光雄君。

(多田光雄君登壇)

私は、日本共産党・革新共同を代表して、昭和五十年度地方財政計画、地方税法の一部改正案並びに地方交付税法の一部改正案について、総理並びに関係各大臣に質問いたします。

深刻なインフレと不況による国民生活の中での地方財政はいま未會有の危機に直面し、その打開を求める声は、保守、革新を問わず、全国の地方自治体に巻き起こつておるのであります。

しかるに、三木内閣は、この危機を生み出してきた歴代自民党政府による三割自治や地方財政圧迫の政策を反省するどころか、逆に、危機の責任が地方自治体の放漫な財政運営にあるかのように宣伝し、地方自治体、とりわけ革新自治体に対し、人件費削減と福祉行政の切り下げを要求するとともに、起債の不許可と特別交付税の削減を強化しようとしているのであります。(拍手)

ここに、新たに地方自治に介入し、支配と統制を強化しようとするとする当然の措置を封殺しようとする

ささらに、三木内閣は、新設予定の事業所税の創設と引きかえに、制限税率を導入しようとしていることがあります。そのねらいは、全国の革新自治体を中心に、大企業に対して超過、不均一課税を課し、不公平な税制を正し、大都市財源の拡充を目指そうとする当然の措置を封殺しようとする

ものであります。

そこで伺いたい。先日の予算委員会で福田副総理は、わが党、林百郎議員の質問に対し、租税特別措置の見直し、特に地方税が減収にならないようする措置をケース・バイ・ケースで検討する

と約束されたが、いつから、どのように検討するのか、大蔵、自治両大臣の答弁を求めます。

また、法人事業税への制限税率の導入は、地方自治法に保障された自治体の課税権を奪う地方自治への新たな侵害であり、断じて行うべきではありません。総理並びに自治大臣の答弁を求めるものであります。

三木内閣は、この際、勇断をもつて地方交付税の引き上げに踏み切るべきと思うが、その用意があるかどうか、関係大臣の見解を求めるものであります。(拍手)

そこで、まず第一に、地方税源の拡充について伺いたい。

今日、不況による法人関係地方税の減収は、地方自治体、特に大都市自治体に深刻な打撃を与えております。この原因の一つが、政府による大企業財政に及ぼした深刻な影響についてであります。そこで、まず第一に、地方税源の拡充について伺いたい。

三木内閣は、あなたもまた、歴代自民党政府同様、こうした國の責任に目をふさぎ続けるつもりによつても明らかではありませんか。

三木内閣、あなたもまた、歴代自民党政府同様、こうした國の責任に目をふさぎ続けるつもりによつても明らかではありませんか。

三木内閣は、この際、勇断をもつて地方交付税の引き上げに踏み切るべきと思うが、その用意があるかどうか、関係大臣の見解を求めるものであります。

次に、超過負担の解消について伺いたいと思ひます。

政府によつて不當に押しつけられてきた超過負担は、過去五年間だけで、実に一兆円を超えると推定され、地方自治体がこそつて指摘しているように、今日の地方財政危機の最大の原因となつてきているのであります。しかるに、三木内閣は、

国の租税特別措置と、地方税の特權的减免措置による地方税の減収額は、政府資料によつても、最近五ヵ年だけで約一兆五千億円にも達しているのであります。特に重大なことは、資本金一億円以上の法人の実に三〇名以上が、たとえば石川島播磨重工、川崎製鉄などといふ一流大企業さえも、租税特別措置などによって欠損法人扱いとされ、法人事業税を一円も納めていないことがあります。大都市財政が破綻するのは、まことにあります。

大都市財政が破綻するのは、まことにあります。たとえば、北海道の苫小牧大規模工業基地では予定した企業進出も行き詰まり、北海道は三百五十五億円の用地取得費に加えて、その利子負担だけでも、五十年度を含め、この七年間で、実に七十一億円余りが負担させられているのであります。

三木内閣は、歴代自民党政府によつてつくられたこれら開発立法による税、財政上の大企業優遇措置に、この際思い切つた再検討を加え、その廢止に踏み切るべきだと思うがどうか、見解を問うものであります。

さて次に、地方交付税についてであります。この深刻な地方財政危機のときにこそ、わが党中央事務の押しつけ、大企業に対する各種の特權的減免税の措置、さらには莫大な超過負担など、高

度経済成長政策のもとで国がとつてきただ政府の地方自治政策にあることは、総理の諮問機関である

方自治制度調査会でさえ、繰り返し答申してきたことによつても明らかではありませんか。

そこで伺いたいのは、新産都市建設促進法を初め、六十年代の地域開発と大規模拠点開発が地方

財政に及ぼした深刻な影響についてであります。した場合には交付税率を引き上げる旨を定めた交

付税法の規定は、政府自身によつて、事実上空文で現行三三%の交付税率の枠内に抑え込もうとしているのであります。これでは、地方財源が不足しているのであります。これでは、地方財源が不足する場合には交付税率を引き上げる旨を定めた交

田中前内閣と同様、この莫大な過年度分超過負担については、交付手続が完了しているという理由だけで、一切その責任をとらうとしないのであります。

昨年十二月、わが党は、地方団体代表も入った公的な調査特別委員会を設置して、過去五カ年の累積超過負担の実態を明らかにし、三カ年間での完全解消を図ることを骨子とした特別措置法案を提案いたしましたが、今日、多くの地方議会から強い支持が寄せられているのは当然であります。地方財政を圧迫する違法な超過負担を押しつけながら、それには一片の責任も果たさうとせず、逆に、地方自治体の人件費と福祉行政を攻撃する國の態度は、まさに筋違いもなはだしと言わざるを得ないのであります。(拍手)

私は、改めて政府がわが党的道徳ある提案を真剣に検討するよう強く求めるものであります。が、総理並びに関係大臣の答弁を求めるものであります。同時に、道路、港湾などの産業基盤整備事業の補助金には、実勢単価に基づく精算払い方式によつて、超過負担が全く出ない仕組みをとりながら、学校、住宅などの生活関連施設にのみ毎年莫大な超過負担が発生する現状を改めて、生活関連施設にも、精算払い方式、あるいは物価スライド方式の導入を図る以外に、新たな超過負担の発生をなくす保障はないと考えるが、これを実施する意思があるかどうか、関係大臣の答弁を伺いたいのであります。

最後に、私は、部落解放同盟朝田派による不公正な同和行政が、地方財政に及ぼしている深刻な事態について伺いたい。

数年来、解同朝田派による自治体支配が続けられていた大阪府下自治体の実態を例に挙ければ、彼らの無法が何をもたらすかは明白であります。たとえば、大阪市では、延べ三百七十九校に及ぶブルーハブ・老朽校舎の解消さえ図れないまま、人口一万五千人の浪速区の同和地区に対しても、総額

実に百二十七億円を超す巨額の同和対策事業が強要され、通常の建設費の約七倍を投入した一校五十億五千万円の超デラックス小学校や、二十倍を投入した十五億六千万円の老人センターなど、常軌を逸した事業によって市財政が食い物にされているのであります。

この結果、これら自治体の同和対策事業費は、多いところでは、一般会計の三割から五割に達し、財政危機の中で塗炭の苦しみにあえいでいるのであります。このような不法な財政私物化を放置したままで、財政危機打開はとうていあり得ないことは明白であります。

人件費削減強要のために、起債の不許可など、不当な制裁措置まであって断行する政府は、なぜ解同朝田派の憲法、地方自治法じゅうりんの窓口一本化と、不公平な財政支出に基づく地方財政の破綻にはいまだに何一つ具体的な改善措置さえとり得ないのか、明確に答弁されたいのであります。(拍手)

さらに、兵庫、大阪で多くの自治体が、解同朝田派に属していることを唯一の条件にして、国税のみならず、地方税に対する同和减免を一律に講じている問題は、地方税法の重大な違法行為であります。

政府は、この実態を早急に調査し、公表するとともに、違法行為には厳正な措置をとるべきだと

思うがどうか、自治、大蔵両大臣の責任ある答弁を求めるものです。

以上、私が指摘した点は、いずれも、未曾有の地方財政危機にあえぐ全国の自治体の共通の要求であります。同時に、そのどれ一つをとつてみても、大企業本位の政治の転換なくしては、今日その実行は不可能なであります。まさに、三木内閣の政治姿勢そのものが問われていることを見ても、もう一度強調して、私の質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣三木武夫君登壇】

○内閣総理大臣(三木武夫君) 多議員にお答え

をいたします。

地方自治体の行政を充実していくためには、税の財源の配分を改善しなければだめだというお話を聞きます。

同和問題といふものは、われわれも、基本的人権に関する重要な課題であるということを考えました。同和問題についていろいろのお話をございました。

そこで、こういう点にも関連して、制度、財源、こういうものを検討してもらいたいと。地方制度調査会にこの点を諮問いたしておる次第でございます。

また、租税特別措置、たとえば、いろいろございますが、そういうものを、この際、地方財政の優遇にこれを回したらどうかというお話をございました。

しかし、地方財政については、毎年地方財政計画を作成して、地方税、地方交付税、補助金等を通じて、地方財政の運営を支援のないように、総合的に措置をとつておるわけでございます。したがつて、いま特別措置法による減収分を地方財政に補てんする考えは持つております。

また、新産業都市、あるいはその他の重点的拠点開発、重点的な大型の開発に対しても優遇措置といふものについても、この際はやめるべきではないかというお話をございました。

政府は、御承知のように、昭和六十年を日途として、国土の利用計画及び全国の総合開発計画を作成することにいたしまして、且下作業中でござります。その中で、国民の立場に立ち、地方の実情に応じた国土開発を進めていかないと考えております。

政府は、御承知のように、昭和六十年を目途として、国土の利用計画及び全国の総合開発計画を作成することにいたしまして、且下作業中でござります。その中で、国民の立場に立ち、地方の実情に応じた国土開発を進めていかないと考えておるわけでございます。税、財政の問題についても、その中で検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

また、五十年度予算で地方交付税三〇%を増加しておるが、交付税率の引き上げということをもつと引き上げたらどうかということでおっしゃいました。

また、五十年度予算で地方交付税三〇%を増加しておるが、交付税率の引き上げということをもつと引き上げたらどうかということでおっしゃいました。その中で検討してまいりたいと考えておる次第でございます。

地方交付税は、三〇%増加しておることは御指摘のとおりでございまして、いま、ここで交付税

率を引き上げる必要は考えていないわけでございません。

目的を実現する場合に、税金の持つておる誘導的、ないしは抑止的な機能を活用するためにとられた措置でございまして、したがつて、私どもはその役割りが終えたら、これをやめてまいりたいことを考えておるわけでございまして、これを既得権化する、あるいは慢性化するということは、極力避けなければならぬと考えております。

したがつて、ことしの税制改正においても、御案内のよう、社会的公正の観点から批判的強力避けなければならないと考えております。この特別措置の枠組み、こういう政策的枠組みを前提としたしまして、交付税率が設定されておると、私どもは理解いたしております。

したがつて、林さんに対して副総理からお答えがあつたと、いま承ったわけでございますが、これは個々の税目の検討に当たりましては、三税関係は地方の収入に影響するということを、ケース・バイ・ケース検討すべきであるという趣旨のことでありまして、その国庫による補てんを約するという性質のことではないと、私は理解いたし

ております。

それから、超過負担の過去の分の精算払いにつきましての御質問でございました。

たびたび申し上げておりますように、政府としては、事業を執行する地方公共団体が能率的に事業を執行した場合に、必要な標準的経費をベースにいたしまして超過負担の解消を考えるわけ

でございまして、精算払いの方式を採択いたしておるわけではございませんことを、まず御理解いただきたいと思います。

それから、過去の分につきましては、交付の手続を終えてしまつておるわけでございます。それをもう一度振り返してまいるということは、行政の安定の上から望ましいことではないと考えております。(拍手)

〔國務大臣福田一君登壇〕

○國務大臣(福田一君) お答えを申し上げます。

また、税財源の配分の問題に関連して、大企業の租税特別措置が、非常に大きな影響を地方に与えておるというお話をございます。

しかし、特別措置のうちには、これはなるほど今後順次直していくだかなければならぬ面がありますが、しかしながら、当然これは残していくかなればならないものもあるのでございまして、玉右混淆で、一舉にこれを解決するというようなことは困難かと思ひますが、今後順次これはその達成に努力をいたしたいと思っております。

その次に、新産都市の問題につきまして、大企業等はどんどん建設は進めてしまつたけれども、しかし、その利益が少しも地方に均てんをしておらない、特にこの苦小牧の事業などについて見るといふと、三百五十億円の金を支出しておつて、利子負担だけでも七十一億円もあるというのを見ねばならないのじやないかというような御趣旨だと思います。しかし、苦小牧のこの事業といふものは、やはり北海道の持つておる潜在能力を十分に生かすと

同時に、本土とは違った力を持つておる北海道の特殊性を生かしていくことで、事業が進められておるわけでございまして、今後、これを最

終段階において、どのように国としてめんどうを見るかということは、これから問題であります。土地などを買わないでおいたならば、とうてい苦小牧の仕事などはできないと思うわけあります。

それから次に、超過……(発言する者あり)いや、私は、北海道開発庁長官もしておりますから、お答えをいたします。

そこで、次に、超過負担の問題でござりますが、これはもうすでに総理からもしばしば、また大臣大臣からもただいま十分类に御説明があつたのでありますけれども、しかし、私は、これを解消するというか、これを是正していくということには異議はございません。今後の問題としては、したがいま御指摘がありましたが、学校とか社会福祉施設の問題についても、補正予算で、大蔵大臣からもただいま十分类に御説明があつたのでありますけれども、しかし、私は、これを解消するというか、これを是正していくことには異議はございません。今後の問題としては、したがいま御指摘がありましたが、学校とか社会福祉施設の問題についても、ちゃんと超過負担の解消を図るために二八%年度の初めに比べて二十数%の実は負担の解消をしておりましたし、それからまた、五十年度におきましては、それに

また八%余の上乗せをして、超過負担の解消を図つておるということです。政府がその努力をしておるというところは買っていただきたいと思うのであります。

よく、超過負担の問題と人件費の問題を並べておるのは、超過負担は超過負担として、今後も解消されるよう努力をするということです。ございま

して、人件費の問題については、地方公務員の人件費と国家公務員の人件費に差があることは、われわれとしては納得ができないから、何とかこれを解消するよう努力をしていただきたいということだけ理

ざいまして、いろいろ同和間において差別が行われるののはけしからぬじやないかということでございます。

私たち、差別をなくしてもらおうと思つて同和予算をこれからやしていくつもりでおるわけでございまして、同和関係の中での対立を生じたり、そういうことがないようにしていただきたいというのが、私たちの考え方でございます。

なお、地方税の減免について、同和の関係者の間で差があるように御指摘がございました。

この問題は、あってはいけないことではあります。同和行政については、今後も、われわれは強力に施策を推進していくつもりでございます。

#### 出席國務大臣

内閣総理大臣 三木 武夫君

大蔵大臣 大平 正芳君

自 治 大 臣 福田 一君

國務大臣 植木 光教君

國務大臣 金丸 信君

#### 出席政府委員

内閣法制局第三 茂申 梶君

#### 朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

#### 一、去る二十五日、本院は中央社会保険審査会委員に

黒木延君を任命することに同意した旨内閣に通

知した。

#### 二、去る二十五日、議長において、次のとおり常

任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

#### 三、去る二十五日、議長において、次のとおり常

任委員の辞任及び補欠選任

#### 内閣委員

#### 辞任

竹中 修一君

#### 補欠

植橋 進君

#### 辞任

小川 省吾君

#### 補欠

阿部 助哉君

#### 辞任

山口 鶴男君

#### 補欠

湯山 勇君

#### 辞任

山口 鶴男君

#### 辞任

多賀谷眞穂君

稻葉 誠一君

森井 忠良君

檜崎弥之助君

午後三時十一分散会

昭和五十年二月二十七日

衆議院會議録第九号

朗読を省略した議長の報告

		多賀谷眞穂君		稻葉誠一君	
		橋嶋弥之助君	齊藤正男君	森井忠良君	齊藤正男君
堀内島		紺野与次郎君	堀昌雄君	中島武敏君	堀昌雄君
中島		堀昌雄君	堀昌雄君	中島武敏君	中島武敏君
予算委員		通信委員		運輸委員	
辞任		辞任		辞任	
高橋竹中		高橋竹中		高橋竹中	
助哉君		修一君		千寿君	
田中		田中		田中	
武夫君		武夫君		武夫君	
多賀谷眞穂君		多賀谷眞穂君		多賀谷眞穂君	
橋嶋弥之助君		橋嶋弥之助君		橋嶋弥之助君	
湯山青柳		湯山青柳		湯山青柳	
昌雄君		盛雄君		昌雄君	
近江巳記夫君		近江巳記夫君		近江巳記夫君	
松浦		松浦		松浦	
利尚君		利尚君		利尚君	
田中		田中		田中	
久保		久保		久保	
三郎君		三郎君		三郎君	
昭二君		昭二君		昭二君	
田中		田中		田中	
久保		久保		久保	
山本		山本		山本	
政弘君		政弘君		政弘君	
有島重武君		有島重武君		有島重武君	
柴田		柴田		柴田	
栗田		栗田		栗田	
太田		太田		太田	
小林		小林		小林	
政子君		政子君		政子君	
井上		井上		井上	
吉田法晴君		吉田法晴君		吉田法晴君	
田中		田中		田中	
久保		久保		久保	
山田		山田		山田	
芳治君		芳治君		芳治君	
堀浩賢君		堀浩賢君		堀浩賢君	
金瀬俊雄君		金瀬俊雄君		金瀬俊雄君	
野坂		野坂		野坂	
堀浩賢君		堀浩賢君		堀浩賢君	
堀俊雄君		堀俊雄君		堀俊雄君	
阿部		阿部		阿部	
助哉君		助哉君		忠助君	
松本		松本		松本	
高敏君		高敏君		忠助君	
山田		山田		山田	
耻日君		耻日君		芳治君	
田中		田中		堀浩賢君	
武夫君		武夫君		堀浩賢君	
小川新一郎君		小川新一郎君		堀浩賢君	
松本忠助君		松本忠助君		堀浩賢君	
中島武敏君		中島武敏君		堀浩賢君	
大出俊君		大出俊君		堀浩賢君	
太田一夫君		太田一夫君		堀浩賢君	
土井たか子君		土井たか子君		堀浩賢君	
津川武一君		津川武一君		堀浩賢君	
中川利三郎君		中川利三郎君		堀浩賢君	
安里積千代君		安里積千代君		堀浩賢君	
岡本富夫君		岡本富夫君		堀浩賢君	
近江巳記夫君		近江巳記夫君		堀浩賢君	
田代文久君		田代文久君		堀浩賢君	
社会労働委員		農林水産委員		文教委員	
辞任		辞任		辞任	
田中		田中		藤田	
武夫君		武夫君		高敏君	
木下		木下		黑金泰美君	
元二君		元二君		小坂善太郎君	
藤井博君		藤井博君		綿貫民輔君	
中川利三郎君		中川利三郎君		木村俊夫君	
幸恭君		幸恭君		黒金泰美君	
大石		大石		小坂善太郎君	
千八君		千八君		綿貫民輔君	
木村俊夫君		木村俊夫君		木村俊夫君	
藤井勝志君		藤井勝志君		黒金泰美君	
中川利三郎君		中川利三郎君		小坂善太郎君	
近藤大石		近藤大石		赤澤正道君	
千八君		千八君		赤澤正道君	
元二君		元二君		赤澤正道君	
藤井博君		藤井博君		赤澤正道君	
野間西村		野間西村		赤澤正道君	
友一君拓君		友一君拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
元二君		元二君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
野間友一君		野間友一君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西村拓君		赤澤正道君	
中川利三郎君		中川利三郎君		赤澤正道君	
西村拓君		西			

石田幸四郎君	岡本富夫君	受田新吉君	荒木宏君	川俣健二郎君	佐野進君	栗田翠君	田中美智子君	新井彬之君	渡部一郎君
小沢貞孝君	栗田翠君	栗田昇君	児玉昇君	上坂昇君	馬場昇君	栗田昇君	金子満広君	新井彬之君	大出俊君
佐野眞君	佐野眞君	佐野眞君	田中久男君	平田吉典君	安井吉典君	田中武夫君	小川新一郎君	石母田達君	正男君俊吉君
渡部一郎君	渡部一郎君	渡部一郎君	田中久男君	藤吉君	木下元二君	田中百郎君	近江巳記夫君	山原健二郎君	齊藤齊藤君
小沢貞孝君	小沢貞孝君	小沢貞孝君	田中久男君	鬼木勝利君	平田矢野	田代文久君	小川新一郎君	鬼木勝利君	大出俊君
児玉昇君	児玉昇君	児玉昇君	田中久男君	鶴木勝利君	木下元二君	岡本義二君	近江巳記夫君	鶴木勝利君	正男君俊吉君
松浦昇君	松浦昇君	松浦昇君	田中久男君	矢野絢也君	平田矢野	北側義二君	小川新一郎君	山原健二郎君	齊藤齊藤君
上坂昇君	上坂昇君	上坂昇君	田中久男君	小川新一郎君	木下元二君	田代文久君	近江巳記夫君	小川新一郎君	大出俊君
金子満広君	中川利三郎君	塚本三郎君	山口長谷川正三君	山口長谷川正三君	山口長谷川正三君	山口長谷川正三君	山口長谷川正三君	山口長谷川正三君	石母田達君
中川利三郎君	塚本三郎君	塚本三郎君	鶴男君	鶴男君	鶴男君	鶴男君	鶴男君	鶴男君	正男君俊吉君
塚本三郎君	塚本三郎君	塚本三郎君	永末英一君	永末英一君	永末英一君	永末英一君	永末英一君	永末英一君	齊藤齊藤君
井上泉君	井上泉君	井上泉君	河上民雄君	河上民雄君	河上民雄君	河上民雄君	河上民雄君	河上民雄君	正男君俊吉君
村山喜一君	村山喜一君	村山喜一君	中村茂君	中村茂君	中村茂君	中村茂君	中村茂君	中村茂君	齊藤齊藤君
瀬長亜次郎君	瀬長亜次郎君	瀬長亜次郎君	石母田達君	石母田達君	石母田達君	石母田達君	石母田達君	石母田達君	正男君俊吉君
野間友一君	野間友一君	野間友一君	木下元二君	木下元二君	木下元二君	木下元二君	木下元二君	木下元二君	齊藤齊藤君
小川新一郎君	小川新一郎君	小川新一郎君	阿部助哉君	阿部助哉君	阿部助哉君	阿部助哉君	阿部助哉君	阿部助哉君	正男君俊吉君
中村茂君	中村茂君	中村茂君	村山喜一君	村山喜一君	村山喜一君	村山喜一君	村山喜一君	村山喜一君	正男君俊吉君
米原裕君	米原裕君	米原裕君	石母田達君	石母田達君	石母田達君	石母田達君	石母田達君	石母田達君	正男君俊吉君
河上重武君	河上重武君	河上重武君	阿部昭吾君	阿部昭吾君	阿部昭吾君	阿部昭吾君	阿部昭吾君	阿部昭吾君	正男君俊吉君
浦井洋君	浦井洋君	浦井洋君	堺昌雄君	堺昌雄君	堺昌雄君	堺昌雄君	堺昌雄君	堺昌雄君	正男君俊吉君
足立篤郎君	足立篤郎君	足立篤郎君	大橋敏雄君	大橋敏雄君	大橋敏雄君	大橋敏雄君	大橋敏雄君	大橋敏雄君	正男君俊吉君
小坂善太郎君	小坂善太郎君	小坂善太郎君	藤吉君	藤吉君	藤吉君	藤吉君	藤吉君	藤吉君	正男君俊吉君
山崎拓君	山崎拓君	山崎拓君	西村直己君	西村直己君	西村直己君	西村直己君	西村直己君	西村直己君	正男君俊吉君
井上普方君	井上普方君	井上普方君	瀬戸山三男君	瀬戸山三男君	瀬戸山三男君	瀬戸山三男君	瀬戸山三男君	瀬戸山三男君	正男君俊吉君
上原康助君	上原康助君	上原康助君	黒金泰美君	黒金泰美君	黒金泰美君	黒金泰美君	黒金泰美君	黒金泰美君	正男君俊吉君

石田幸四郎君	岡本富夫君	受田新吉君	荒木宏君	川俣健二郎君	佐野進君	栗田翠君	田中美智子君	新井彬之君	渡部一郎君
小沢貞孝君	栗田翠君	栗田昇君	児玉昇君	上坂昇君	竹内昇君	栗田昇君	未男君昇君	安井吉典君	大出俊君
佐野眞君	佐野眞君	佐野眞君	田中久男君	平田吉典君	馬場昇君	栗田昇君	未男君昇君	齊藤齊藤君	正男君俊吉君
栗田翠君	栗田翠君	栗田昇君	田中久男君	藤吉君	元二君昇君	栗田昇君	未男君昇君	安井吉典君	齊藤齊藤君
田中美智子君	田中美智子君	田中美智子君	新井彬之君	彬之君	木下元二君	田中久男君	未男君昇君	石母田達君	正男君俊吉君
新井彬之君	新井彬之君	新井彬之君	佐野進君	佐野進君	平田矢野	田中久男君	未男君昇君	木下元二君	正男君俊吉君
佐野進君	佐野進君	佐野進君	栗田翠君	栗田翠君	木下元二君	田中久男君	未男君昇君	平田矢野	正男君俊吉君
栗田翠君	栗田翠君	栗田翠君	田中美智子君	田中美智子君	田中美智子君	田中美智子君	田中美智子君	田中美智子君	正男君俊吉君

石母田達君	赤澤正道君	安井吉典君	吉典君	平田津金	林義郎君	林義郎君	山口赤澤正道君	赤澤正道君	補欠
木下元二君	木下元二君	藤吉君	佑近君	田中津金	田中武夫君	田中武夫君	木下元二君	木下元二君	外務委員會付託
平田矢野	藤吉君	佑近君	赤澤正道君	赤澤正道君	赤澤正道君	赤澤正道君	平田矢野	平田矢野	(議案付託)
矢野絢也君	鬼木勝利君	佑近君	吉典君	吉典君	吉典君	吉典君	矢野絢也君	矢野絢也君	(議案付託)
安井吉典君	藤吉君	佑近君	阿部義郎君	阿部義郎君	阿部義郎君	阿部義郎君	安井吉典君	安井吉典君	(議案付託)
林義郎君	佑近君	赤澤正道君	赤澤正道君	赤澤正道君	赤澤正道君	赤澤正道君	林義郎君	林義郎君	(議案付託)
田中津金	赤澤正道君	吉典君	吉典君	吉典君	吉典君	吉典君	田中津金	田中津金	(議案付託)
田中武夫君	赤澤正道君	吉典君	吉典君	吉典君	吉典君	吉典君	田中武夫君	田中武夫君	(議案付託)
北側義二君	赤澤正道君	吉典君	吉典君	吉典君	吉典君	吉典君	北側義二君	北側義二君	(議案付託)

一、去る二十五日、予備審査のため内閣から送付された条約は次のとおりである。	二、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	三、去る二十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。	四、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	五、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。
石油開発公団法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	郵便法の一部を改正する法律案	韓国中央情報部員により、オーグル牧師を監禁したこと
(条約受領)	(議案提出)	(議案付託)	(議案付託)	された次の条約を受領した。

一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	二、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。	三、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	四、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。	五、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。
石油開発公団法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	郵便法の一部を改正する法律案	韓国中央情報部員により、オーグル牧師を監禁したこと
(議案提出)	(議案付託)	(議案付託)	(議案付託)	された次の条約を受領した。

一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	二、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。	三、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	四、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。	五、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。
石油開発公団法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	郵便法の一部を改正する法律案	韓国中央情報部員により、オーグル牧師を監禁したこと
(議案提出)	(議案付託)	(議案付託)	(議案付託)	された次の条約を受領した。

一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	二、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。	三、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	四、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。	五、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。
石油開発公団法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	郵便法の一部を改正する法律案	韓国中央情報部員により、オーグル牧師を監禁したこと
(議案提出)	(議案付託)	(議案付託)	(議案付託)	された次の条約を受領した。

一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	二、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。	三、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	四、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。	五、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。
石油開発公団法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	郵便法の一部を改正する法律案	韓国中央情報部員により、オーグル牧師を監禁したこと
(議案提出)	(議案付託)	(議案付託)	(議案付託)	された次の条約を受領した。

一、去る二十五日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	二、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。	三、去る二十五日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。	四、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。	五、去る二十五日、内閣から提出した内閣提出案は次のとおりである。
石油開発公団法の一部を改正する法律案	地方交付税法の一部を改正する法律案	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	郵便法の一部を改正する法律案	韓国中央情報部員により、オーグル牧師を監禁したこと
(議案提出)	(議案付託)	(議案付託)	(議案付託)	された次の条約を受領した。

右の質問主意書を提出する。  
昭和五十年一月三十一日

衆議院議長 前屋繁三郎殿 提出者 土井たか子

東京国際空港におけるジヨーニ・オーグル  
牧師の人権に関する質問主意書

昨年十二月十四日、在韓米国人 ジヨーニ・  
オーグル牧師が、韓国政府より、国外退去命令を  
受け、大韓航空機で米国に送還されたのである  
が、その途中、東京国際空港に寄港した際、本人  
の意志を無視し、機外へ出ることを阻止され  
等、我が國への主権の侵害及びジヨーニ・オーグ  
ル牧師の人権侵害の疑いがあるので、以下各項に  
わたり政府の回答を求みたい。

一、一九七四年十二月二十日付、アメリカ合衆國  
メソジスト教団事務総長ジヨーニ・トレイシ  
氏によるオーグル牧師の「東京国際空港事件」に  
関する公開質問状が、宮澤外務大臣宛に送付さ  
れているが、日本政府は、それについて回答す  
る意思があるかどうか。

二、オーグル牧師の乗ついた大韓航空機の機長  
名及び韓国中央情報部員の搭乗の有無を明らか  
にされたい。

三、強制退去を受けた者は、その本人の本国以外  
に寄港できないという国際法又は国際慣習があ  
るのか、強制退去者の国際法上の地位を併せて説  
明されたい。

四、当日、大韓航空機に搭乗していった一般乗客  
は、東京国際空港において機外に降ろされたに  
もかかわらず、オーグル牧師だけは、本人の意  
志に反し、二人の乗務員と韓国中央情報部員ら  
しき男に機外に出る事を阻止され監禁状態に  
あつたといわれているが、そのような事実はあ  
つたのか、それについて日本政府は調査したの  
か。

五、韓国中央情報部員により、オーグル牧師を監  
禁したことが事実であれば、日本の主権が侵害  
されたと思うがどうか、この場合、韓国に抗議  
された次の条約を受領した。

をする意思があるか。

六 オーグル牧師の旅券は、大韓航空機の機長に取り上げられたと伝えられているが、機長にそのような権限はあるのか、他国の領域内での機長の国際法上の地位を併せて説明されたい。

七 オーグル牧師にインタビューしようと機内に入つた、ワシントン・ポスト東京支局長D・オーバードファ記者、アメリカン・リポート特派員S・ジエムズ記者は、空港署員によつて機外に連れ出された事実がある。これはだれの要請に基づきどのような理由から機外に連れ出されたのか説明されたい。

八 警察が機内を検査したと報道されているが、だれの要請でどのような検査を行つたのか、当時の模様を具体的に説明されたい。

右質問する。

昭和五十年二月二十五日

内閣総理大臣 三木 武夫

衆議院議長 前尾繁三郎殿

衆議院議員土井たか子君提出東京国際空港におけるジョージ・オーグル牧師の人権に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員土井たか子君提出東京国際空港におけるジョージ・オーグル牧師の人権に

について

一九七四年十二月二十日付け、アメリカ合衆国メソジスト教会ジョーンズ氏より宮澤外務大臣あての書簡に対する回答は、在米日本大使館より行うよう指示した。

二について

十二月十四日の当該大韓航空〇〇二便の機長名は、金浩済(KIMHO YOUNG)である。

韓国中央情報部員がどう乗っていたとは承知していない。

三について

強制退去を受けた者は、その本人の本国以外に寄港できないという国際法又は国際慣習はない。

ある国家により強制退去処分に処せられた者は、そのことのみにより、外国において特別の国際法上の地位を有することにはならない。

四及び八について

昭和四十九年十二月十四日二十二時十分ころ、運輸省東京空港事務所航務課から、東京空港警察署に対し「五一二番スポットに出発準備で駐機中の大韓航空〇〇二便にとう乗券を持たない外人二名が入り機外に出ないで困つている。機長が警察官の派遣を要請している」との連絡があり、同署では警察官十一名を急派した。

二十二時十五分ころ、同機内に立ち入つて調査したところ、外国人二名は、米国人記者と名乗り「機内に韓国から強制退去を命ぜられたオーグル氏が乗つているはずであり、面接取材したい」と申し立てており、乗務員達は両名の警察官がオーグル氏と乗車事実の有無について質問したのに對し、機長は「乗っていない」と答え、更に機内にいた大韓航空東京支店員も乗客名簿にオーグル氏の名前がないと申し立てた。

しかし、念のため、機長の同意を得て、警察官五名が手分けして日本語と英語で「オーグルさん」あるいは「ミスター・オーグル」と呼びながら、乗客席、手洗所など機内を調査したが、本人はもちろん誰からも何の申出もなく発見に至らなかつた。その他何ら不審な状況も認められなかつた。

その後、十二月十八日乗務員二名から、同二十日機長から、それぞれ事情を聴取したところ、いずれもオーグル氏が同機にとう乗していた事実を認め、特に機長は「オーグル氏より東京で降りたいとの申出があつたが、私の立場上困る

ので、このまま機内に残るよう説得したところ、了解して座席に座つていた。」と陳述し、機内における監禁の事実はなかつたとしている。

また、本年二月十三日、オーグル氏から事情を聽取したところ、「東京でトランジット客とともに降りようとすると乗務員等に押し止められ、更に機長に降りてはならないといわれたので座席に戻り、その後通路を行つたり來たりしていった。」と説明した。

以上の状況から、東京空港において、オーグル氏が機内で監禁の状態にあつたと認めるのは困難と思われる。

五について

御指摘のような仮定の事実を基に、主権侵害問題を論ずるのは、不適当と考える。

六について

機長が乗客の旅券を取り上げる権限を有するか否かは、他国の領域内における場合を別とするれば、当該航空機の所属国の国内法上の問題である。

国際法上、他国の領域内における機長の権限については、明確でない点が多いが、少なくとも、航空機が他国に着陸した後においては、一般国際法上機長としての特別の権限が一般に認められるわけではない。

七について

東京空港警察署は、四及び八についての項で述べたとおりの措置をとつたところであるが、

当時、オーグル氏の存在が確認されず、また、

大韓航空〇〇二便の出発時間も切迫していたの

で、警察官は、機内に残つていた米国人一名

(後にジョームス・ステンウェル氏と判明)を促

してともに機外に出したものである。

なお、他の米国人一名(後にドナルド・オーバードーファー氏と判明)は、既に機外に出ていた。

右答弁する。

奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案

右 昭和五十年二月五日 内閣総理大臣 三木 武夫 国会に提出する。

奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律

奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)の一部を次のように改正する。

別表中「別表(第六条関係)」に改め、同表道路の項中「うち県道及び市町村道」を削る。

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

奄美群島における一般国道の路線の指定に伴い、その新設、改築又は修繕に要する経費に対する国の負担の割合の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

奄美群島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、奄美群島における一般国道の路線の指定に伴い、その新設、改築又は修繕に要する経費に対する国の負担の割合について特例を設けようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 従来、奄美群島には一般国道が存在しなかつたため、現行の奄美群島振興開発特別措置法においては、国の負担又は補助の割合の特例(十分の九以内)の対象となる道路は「道路法に規定する道路のうち、県道及び市町村道」に限られていたが、昭和四十九年十一月、一般国道の路線を指定する政令の一部改正によ

り、本年四月一日から群島内の主要地方道が一般国道に昇格することに伴い、特例の対象となる道路の範囲を「道路法に規定する道路」に改め、群島内における一般国道の新設、改築又は修繕に要する経費に対する国の負担の割合についても十分の九以内とする特例を設けるものとする。

この法律は、昭和五十年四月一日から施行するものとする。

議案の可決理由  
本案は、奄美群島の特殊事情にかんがみ、群島内における均衡ある道路整備の促進を図るために妥当な措置と認め、原案のとおり可決すべき

ものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十年二月二十六日 建設委員長 天野 光晴

衆議院議長 前尾繁三郎殿 内閣総理大臣 三木 武夫

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十年二月七日

内閣総理大臣 三木 武夫

国家公務員の寒冷地手当に関する法律

右

昭和五十年二月七日

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和五十年二月七日

甲 地	六〇、二〇〇円	四〇、一五〇円	二〇、一〇〇円
乙 地	四九、二〇〇円	三二、八〇〇円	一六、四〇〇円
丙 地	三九、七〇〇円	二六、五〇〇円	一三、一五〇円
第二条第一項の表中			
甲 地	三六、八〇〇円	二四、五三〇円	一二、二七〇円
乙 地	二五、六〇〇円	一七、〇七〇円	八、五三〇円
丙 地	二一、一五〇円	一一、二七〇円	七、五三〇円

「一万円」を「一万七千円」に、「七千三百五十円」を「一万三千五百円」に、「三千七百円」を「こえない」に改める。

附 则  
この法律は、公布の日から施行し、改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定は、昭和四十九年八月三十一日から適用する。

2 改正前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定に基づいて昭和四十九年八月三十一日からこの法律の施行の日の前日までの間に職員に支払われた寒冷地手当は、改正後の国家公務員の寒冷地手当に関する法律の規定による寒冷地手当の内払とみなす。

理由  
人事院の国会及び内閣に対する昭和五十年一月二十三日付け勧告にかんがみ、北海道等に在勤する一般職の国家公務員に支給する寒冷地手当のうち基準額に加算する額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

ものと議決した次第である。

右報告する。

昭和五十年二月二十六日 建設委員長 天野 光晴

衆議院議長 前尾繁三郎殿 内閣総理大臣 三木 武夫

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和五十年二月七日

内閣総理大臣 三木 武夫

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案

右

昭和五十年二月七日

衆議院会議録第七号中正誤			
ペジ	段	行	誤
二七	一	二	お答え
二七	一	未	税制度
二七	一	末	ければな
二七	四	〇	間接税に
二八	二	四	体質が
二八	三	セブンスター	セブンスター
二九	一	三	産業
二九	二	三	確立
三〇	二	三	対策

国家公務員の寒冷地手当に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
議案の要旨及び目的  
本案は、本年一月二十三日付けの寒冷地手当に関する人事院勧告を、勧告どおり実施しようとするもので、その要旨は、次のとおりである。  
1 北海道に在勤する職員に支給する寒冷地手当の基準額に加算する額を、次のように改める。  
世帯主で扶養親族のある職員  
世帯主で扶養親族のない職員  
その他の職員  
2 北海道以外の寒冷地で内閣総理大臣が定める地域に在勤する職員に支給する寒冷地手当の基準額に加算する額の支給限度額を、次のように改める。  
北海道以外の寒冷地で内閣総理大臣が定める地域に在勤する職員に支給する寒冷地手当の基準額に加算する額を、次のように改める。  
なお、この法律は、公布の日から施行し、昭和四十九年八月三十一日から適用することとしている。  
議案の可決理由  
本案は、昭和五十年一月二十三日付けの人事院勧告の趣旨にかんがみ、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。  
なお別紙のとおり附帯決議を付することに決した。  
また、原案に対して、日本共産党・革新共同中路雅弘君の提案に係る「基準日後に職員となつたものにも寒冷地手当を支給することとする」旨の修正案が提出されたが、少数をもつて否決された。  
この修正案に対し、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して、植木總理府総務長官より「政府としては、遺憾ながら賛成したい。」旨の意見が述べられた。  
三 本案施行に要する経費  
本案施行に要する経費は、約二十億円である。  
右報告する。

昭和五十年二月二十七日

衆議院議長 前尾繁三郎殿 内閣総理大臣 藤尾 正行

定価 一部 一一〇円

発行所 東京都港区赤坂見附二番地 郵便番号一〇七

大 藏 省 印 刷 局  
電話 東京 五六二 四四一(大代)

二五  
政策  
対策